

米子市監査委員告示第7号

定期監査の結果に関する報告の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した定期監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成21年7月9日

米子市監査委員	住	田	篤	美
同	陶	山		晃
同	安	木	達	哉

1 監査の対象

障がい者支援課

2 監査の範囲

主として平成20年4月1日から平成21年3月末日までに執行された財務に関する事務

3 監査期日

平成21年5月27日

4 監査を執行した監査委員

住田篤美・陶山 晃・安木達哉

5 監査の概要

障がい者支援課は福祉保健部に所属し、組織は別図のとおりで、その主な担当業務は、次のとおりである。

- (1) 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）による自立支援給付及び地域生活支援事業に関すること。

- (2) 障害者自立支援法による障害者福祉計画に関すること。
- (3) 障がい者福祉サービスの総合調整及び連絡に関すること。
- (4) 身体障がい者及び知的障がい者の更生援護に関すること。
- (5) 精神保健及び精神障がい者の福祉に関すること。
- (6) 障害児福祉手当、特別障害者手当及び特別児童扶養手当に関すること。
- (7) 戦傷病者の援護に関すること。
- (8) 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年鳥取県条例第35号）により市が処理することとされた戦傷病者特別援護法施行規則（昭和38年厚生省令第46号）に基づく事務に関すること。
- (9) 戦没者遺族の援護に関すること。
- (10) 心身障害者福祉センター及び米子サン・アビリティーズに関すること。

今回の監査は、当課の業務のうち、予算の執行と経理事務、公有財産の管理事務及び物品の管理事務を重点とし、財務に関する事務が法令等に準拠して、適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼に実施した。

なお、当課における平成20年度一般会計の歳入歳出予算執行状況（平成21年3月末日現在）は、別表のとおりであった。

6 監査の結果

監査の結果については、次のとおりである。改善又は検討を要する事項については、当該箇所に述べるとおりである。

なお、事務処理上細部にわたる留意すべき事項は、監査の時点で口頭により指摘したので、本報告には省略した。

(1) 予算の執行と経理事務

ア 資金前渡に際し、資金前渡職員の作成すべき現金出納簿が整備されていなかったため、米子市会計規則（平成17年米子市規則第44号）の規定に基づき、今後、適正に事務処理すること。

イ 旅行に関する事務について、出張復命書の提出を遅延しているものがあつたため、米子市職員服務規程（平成17年米子市訓令第14

号)の規定に基づき、今後、適正に事務処理すること。

ウ 市内を目的地とし、公共交通機関を利用した旅行について、市内旅行命令簿に記載されていないものがあったので、米子市職員等の旅費に関する条例（平成17年米子市条例第51号）の規定に基づき、今後、適正に事務処理すること。

エ 出張に係る私有自動車の公務使用について、私有自動車を公務使用するもののうち、登録内容に変更があるにもかかわらず、私有自動車公務使用登録変更申請書を提出していないものがあったので、米子市私有自動車の公務使用に関する規程（平成17年米子市訓令第46号）の規定に基づき、今後、適正に事務処理すること。

オ 県補助金及び社会福祉手数料について、調定日を誤っているものがあったので、米子市会計規則及び米子市福祉サービス事業手数料徴収条例（平成17年米子市条例第120号）の規定に基づき、今後、適正に事務処理すること。

カ 日中一時支援負担金について、調定額を誤っているものがあったので、米子市会計規則及び米子市福祉サービス事業手数料徴収条例の規定に基づき、至急、清算すること。

キ 委託契約及び指定管理業務に係る業務実績報告書について、正当決裁者の決裁を受けていないものがあったので、米子市事務専決及び代決規程（平成17年米子市訓令第2号）の規定に基づき、今後、適正に事務処理すること。

ク 委託契約に係る業務実績報告書について、検査完了年月日を記載していないものがあったので、米子市契約規則（平成17年米子市規則第43号）の規定に基づき、今後、適正に事務処理すること。

ケ 時間外勤務手当について、支給額の誤っているものがあったので、至急、清算すること。

(2) 公有財産の管理事務

ア 公有財産の管理について、障がい者支援課公有財産台帳副本と総務管財課公有財産台帳正本を照合した結果、符合しないものがあったので、整備すること。

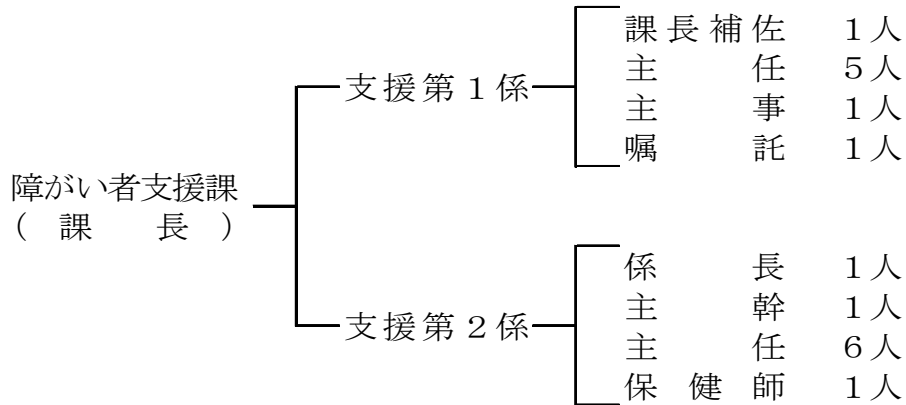
イ 普通財産の貸付けに関する契約を締結する際、総務部長に協議されていないものがあったので、米子市公有財産規則（平成17年米子市規則第42号）の規定に基づき、今後、適正に事務処理すること。

(3) 物品の管理事務

ア 備品の管理について、備品データ一覧表を基に、抽出により現品と照合した結果、符合しないものがあったので、整備すること。

イ 郵便切手類の管理について、郵便切手類受払簿が備えられていなかったため、米子市物品管理規則（平成17年米子市規則第47号）の規定に基づき、今後、適正に事務処理すること。

別図 組織図



別表 平成20年度一般会計歳入歳出予算執行状況（平成21年3月末日現在）

歳 入

（単位；円・パーセント）

費 目	A 予 算 現 額	B 調 定 額	C 収 入 済 額	B - C 収入未済額	C/A	C/B
民生費負担金	0	5,200,211	0	5,200,211	—	0.0
民生使用料	118,000	114,460	114,460	0	97.0	100.0
民生手数料	50,000	15,300	15,300	0	30.6	100.0
民生費国庫負担金	897,961,000	922,777,764	820,341,130	102,436,634	91.4	88.9
民生費国庫補助金	1,016,000	65,921,000	65,921,000	0	6,488.3	100.0
民生費委託金	403,000	403,000	330,460	72,540	82.0	82.0
民生費県負担金	417,454,000	428,695,985	377,477,668	51,218,317	90.4	88.1
民生費県補助金	185,445,000	85,635,694	79,264,384	6,371,310	42.7	92.6
民生費県委託金	26,000	0	0	0	0.0	—
財産貸付収入	608,000	608,463	608,463	0	100.1	100.0
雑 入	0	21,925,273	132,803	21,792,470	—	0.6
合 計	1,503,081,000	1,531,297,150	1,344,205,668	187,091,482	89.4	87.8

※収入未済額に不納欠損額5,217,261円を含む

歳 出

（単位；円・パーセント）

費 目	A 予 算 現 額	B 支 出 負 担 額 支 出 為 額	C 支 出 済 額	A - C 予算残額	C/A	C/B
諸 費	90,842,000	90,152,550	1,031,000	89,811,000	1.1	1.1
社会福祉総務費	199,000	95,632	71,632	127,368	36.0	74.9
障がい者福祉費	2,067,851,809	1,948,959,936	1,809,899,909	257,951,900	87.5	92.9
障がい者福祉施設費	38,211,191	38,211,191	37,864,691	346,500	99.1	99.1
児童福祉総務費	403,000	382,213	350,052	52,948	86.9	91.6
合 計	2,197,507,000	2,077,801,522	1,849,217,284	348,289,716	84.2	89.0